

日本専門医機構による新専門医制度に於ける リハビリテーション科専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機関）による新専門医制度に於けるリハビリテーション科専門医更新は以下のとく、①勤務実態の自己申告、②診療実績の証明、③講習受講、④学術業績・診療以外の活動実績をもって行います。この機関が認定する専門医は「基本領域 リハビリテーション科専門医（以下、機関認定専門医と記載する）」と呼ばれます。

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合等の措置については、別途定めることにします（別添資料①I 参照）。

また、リハビリテーション科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために3回以上更新された専門医等に関しては更新措置を別添資料②に基づいて行います。以下に機関認定専門医の更新基準について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示すリハビリテーション科専門医認定更新申請書一式（様式1～5）を作成の上、日本リハビリテーション医学会宛に提出してください。

この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-18-12 内神田東誠ビル 2 階
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 気付
日本専門医機構基本領域専門医委員会

更新基準

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式1-2）として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて「勤務実態自己申告書：詳細」（様式1-参考資料）によって勤務実態を検証することができます。

勤務実態としては、週4日32時間以上の勤務を基準としますが、育児・介護等の理由による場合は、週4日30時間以上を基準とします。この基準を満たさない場合でも、②の診療実績の証明を満たすことができれば更新が認められます。診療実績の証明を満たすことができない場合等の対応は、別添資料①に定めます。

② 診療実績の証明（必須）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を示す必要がありリハビリテーション科領域としては以下の方法で証明していただきます。

なお5年間の中に厚生労働省の指導医療官に就いていた期間がある場合には、厚生労働省医療指導官の保険医療機関に対する指導監査業務を診療実績と認め、症例報告に替えて申請することを認めます。この場合の具体的な対応は、個別に日本リハビリテーション医学会認定委員会および専門医制度委員会で行います。

症例一覧の提示により診療実績を示す

5年間に診療した症例（入院、外来は問いません）のうち100症例について症例一覧表（様式2-1～6）に、診療開始日、年齢、性別、主診断名、主障害名、診療施設名、領域番号、担当医/指導医（いずれかを選択）、責任者氏名（印）を記載して提出してください。領域は、1) 脳血管障害・頭部外傷など、2) 運動器疾患・外傷、3) 外傷性脊髄損傷（但し、脊髄梗塞、脊髄出血、脊髄腫瘍、転移性脊椎腫瘍等、外傷性脊髄損傷と同様の症状を示す疾患を含めてもよい）、4) 神経筋疾患、5) 切断、6) 小児疾患、7) リウマチ性疾患、8) 内部障害、9) その他、の9領域です。これらから領域番号を記載してください。少なくとも上記のうち3領域以上の症例が必要です。

③ 更新単位 50 単位（必須）

リハビリテーション科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。合計50単位の取得を求めます。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位を良く確認の上、総単位数が50となるように勘案して下さい。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位
ii) 共通講習	最小8単位、最大10単位 (このうち8単位は必修講習)
iii) リハビリテーション科領域講習	最小20単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小4単位、最大10単位

i) 診療実績の証明（10単位）

②の診療実績の証明を10単位の更新単位として算定できます。単位を単位集計表（様式1-3）に記載してください。

ii) 共通講習（最小8単位、最大10単位：ただし、必修8項目をそれぞれ1単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。日本リハビリテーション

医学会で審議し、機構によって認められた講習会（たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、共通講習については単位を算定できます）、または専門研修施設群のいずれかの施設が開催する日本専門医機構で審査・認定されたものとします。

1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、日本リハビリテーション医学会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

必修講習 A

- ・ 医療安全（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 感染対策（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 医療倫理（必修項目：5年間に1単位以上）

必修講習 B

- ・ 医療制度と法律
- ・ 地域医療
- ・ 医療福祉制度
- ・ 医療経済（保険医療等）
- ・ 両立支援

【注意】

指導医講習会は2019年4月以降、リハビリテーション科領域講習のカテゴリーに変更になっています。これに従い、専門医共通講習としての必須項目からは外れていますが、専門医の更新には更新までの5年間に1回(2単位)以上の受講が必要です。
講習会講師については1時間につき2単位まで付与することができます。

1日で取得可能な単位数は、共通講習とリハビリテーション科領域講習を合算し総会（日本リハビリテーション医学会年次学術集会※以下年次学術集会）及び日本リハビリテーション医学会秋季学術集会（以下秋季学術集会）では7単位以内、他の関連学会（日本リハビリテーション医学会専門医会学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会が指定する講演、その他国内における集会で日本リハビリテーション医学会または地方会が指定する講演）は4単位以内とします。

会期中に取得できる単位の上限については以下の表の通りとします。また日本リハビリテーション医学会が認定し国内で開催される国際学会については別に定めることとします。

会期中に取得できる単位	4日間開催の場合	3日間開催の場合	2日間開催の場合	1日開催の場合
年次学術集会	28単位（1日7単位まで）以内	21単位（1日7単位まで）以内		

秋季学術集会		21 単位(1 日 7 単位まで) 以内	14 単位(1 日 7 単位まで) 以内	
その他関連学会			8 単位 (1 日 4 単位まで) 以内	4 単位以内

日本リハビリテーション医学会で自動的に加算している講習等については、日本リハビリテーション医学会ウェブサイトから会員用 Web システムより参加研修会一覧をプリントアウトし、単位集計表（様式 1-3）に該当区分の単位数を書き写して下さい。

自動的に加算していない講習等については、受講証明書（講習受講の場合）や、講師を行った証明となるものを日本リハビリテーション医学会に送付し申告して下さい。自己申告後、更新時期に会員用 Web システムに自己申請単位分が反映されますので、参加研修会一覧をプリントアウトし様式 3（専門医共通講習受講証明書）に貼布し、単位集計表（様式 1-3）に該当区分の単位数を書き写して下さい。

iii) リハビリテーション科領域講習（最小 20 単位）

日本リハビリテーション医学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な、日本リハビリテーション医学会で審査し専門医機構が承認する講習等への参加を目的としています。単位付与の対象にできる講習等は参考資料 1（リハビリテーション科専門医 教育研修単位一覧表）で確認してください。

指導医講習会は 2019 年 4 月以降、リハビリテーション科領域講習のカテゴリーに変更になっています。これに従い、専門医共通講習としての必須項目からは外れていますが、専門医の更新には更新までの 5 年間に 1 回（2 単位）以上の受講が必要です。

本区分の講習は基本的に日本リハビリテーション医学会で自動登録しているため、会員用 Web システムより参加研修会一覧をプリントアウトし様式 4（リハビリテーション科領域講習受講証明書）に貼布した上で、単位集計表（様式 1-3）に該当区分の単位数を書き写して下さい。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位まで付与することができます。

1 日で取得可能な単位数は、リハビリテーション科領域講習と共通講習を合算し総会（年次学術集会）及び秋季学術集会では 7 単位以内、他の関連学会（日本リハビリテーション医学会専門医会学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会が指定する講演、その他国内における集会で日本リハビリテーション医学会または地方会が指定する講演）は 4 単位以内とします。

会期中に取得できる単位の上限については以下の表の通りとします。また日本リハビリテーション医学会が認定し国内で開催される国際学会については別に定めることとします。

会期中に取得できる単位	4 日間開催の場合	3 日間開催の場合	2 日間開催の場合	1 日開催の場合

年次学術集会	28 単位 (1 日 7 単位まで) 以内	21 単位(1 日 7 単位まで) 以内		
秋季学術集会		21 単位(1 日 7 単位まで) 以内	14 単位(1 日 7 単位まで) 以内	
その他関連学会			8 単位 (1 日 4 単位まで) 以内	4 単位以内

iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最小 4 単位、最大 10 単位)

算定可能な単位については、参考資料 1 (リハビリテーション科専門医 教育研修単位一覧表) で確認してください。

日本リハビリテーション医学会で自動登録しているものについては、会員用 Web システムより参加研修会一覧をプリントアウトし、単位集計表 (様式 1-3) に該当区分の単位数を書き写して下さい。自己申請が必要なものについては、参加証明書のコピー、抄録や掲載論文のコピー等を日本リハビリテーション医学会に送付し申告して下さい。自己申告後、更新時期に会員用 Web システムに自己申告単位分が反映されますので、参加研修会一覧をプリントアウトし様式 5 (リハビリテーション科領域学術業績等証明書) に貼布し、単位集計表 (様式 1-3) に該当区分の単位数を書き写して下さい。

- 学術集会参加 (1 回につき) は以下にしたがって単位認定されます。

日本リハビリテーション医学会が予め審査し、機構により承認された、学術集会/講演会等参加は 1~2 単位 (5 年間で上限 6 単位)。

但し 5 年間に日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション専門医会学術集会 (2017 年からは秋季学術集会) に各 1 回以上参加することを必須とします。

学会開催中の講演・講習会受講については ii) 専門医共通講習あるいは iii) 診療領域別講習単位として計上します。

- 学術集会発表、筆頭発表者に 1 単位 (上限回数制限なし)。指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者 1 名 (原則として第 2 発表者) に限り 1 単位。
- 学術集会等で座長を務めた場合、1 单位 (上限回数制限なし)。
- ピアレビューを受けた論文発表、筆頭著者に 2 単位、筆頭著者以外 1 単位 (上限単位制限なし)。
 - The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine 及び Progress in Rehabilitation Medicine の査読を行った場合には、1 単位 (上限回数制限なし)。
- 医療事故調査制度における外部委員を務めた場合には 2 単位 (上限回数制限なし)